

障害のあるお子さんのために

手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、いろいろなサービスや制度上の便宜を受けるときに必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害などを含む)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が、いろいろなサービスや制度上の便宜を受けるときに必要な手帳です。手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要になります。

愛の手帳

知的に障がいのある方が、一貫した療育・援助を受け、いろいろなサービスを受けることを目的としたものです。

児童育成手当

問 福祉課子育て支援係
☎042-588-4113

障害手当

➤ **対象者** 知的障害・身体障害・脳性マヒ等の障害をもつ満20歳以下の者を養育している方(所得制限あり)

➤ **支給額** 月額1児童15,500円

➤ **支給月** 6月・10月・2月【口座振込】

特別児童扶養手当

問 福祉課地域支援係
☎042-588-4112

➤ **対象者**

20歳未満の障害のある児童を養育している保護者等(所得制限あり)。おおむね身障手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方。各種手帳を取得していなくても可。

➤ **支給額** 重度障害児:月額55,350円/
中度障害児:月額36,860円

➤ **支給月** 申請月の翌月分から4月・8月・11月【口座振込】

障害児福祉手当

問 福祉課地域支援係
☎042-588-4112

➤ **対象者**

重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方。おおむね身障手帳1～2級程度、愛の手帳1～2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方。各種手帳を取得していなくても可。

➤ **支給額** 月額15,690円

➤ **支給月** 申請月の翌月分から5月・8月・11月・2月【口座振込】

相談の窓口(町機関等)

名称	対象年齢	電話	概要
日の出町役場 福祉課地域支援係	不問	042-588-4112	福祉制度の支援窓口として心身に障がいのあるお子さんの相談に応じます。
日の出町子ども家庭センター相談係(母子保健担当)	乳幼児～ 就学前まで	042-588-4310	健康・発達面を中心に心身に障がいのあるお子さんの相談に応じます。
日の出町子ども家庭センター相談係(子ども家庭支援センター担当)	18歳未満	042-597-6177	関係する他機関と連携しながら、あらゆる問題について相談に応じます。
社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会	不問	042-597-4848	福祉関係に関わること、日常生活の悩みごと、相談に応じます。
日の出町教育委員会 教育相談室	就学前～ 小・中学校在籍	042-597-1161	必要な教育的支援について、家庭・学校と連携して相談に応じます。

発達障がいの相談ができる近隣医療機関・診療所一覧

名称	所在地	電話	概要
東京都立小児総合 医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	042-300-5111	発達障がいに特化したプログラムあり。
医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院	昭島市松原町 3-1-1	042-500-4433	発達障がいに特化したプログラムあり。
東京小児療育病院附属 上代継診療所	あきる野市 上代継84-6	042-559-2241	療育は受診後医師の判断により開始。

障害のあるお子さんのために

かげえのクイズ

もんだい かげとおなじかたちのくるまをさがしてみよう!



1

2

3

4

かぎろこ